

令和5年和光市農業委員会12月総会会議録

和光市農業委員会

令和5年和光市農業委員会12月総会日程

令和5年12月25日（月曜日）午前10時30分開会

日程第1 開 会

日程第2 開 議

日程第3 議事録署名委員の指名 3番 富岡浩之委員 4番 本多 修委員

日程第4 協議事項 ①令和6年和光市農業委員会1月総会の日程について

②農地利用状況調査の審査について

③その他

日程第5 諸報告 ①会長専決について

②農業委員の活動報告について

③その他

日程第6 閉 会 午前11時20分

出席委員（１１名）

１番	新 坂 篤 司 君	２番	富 岡 和 樹 君
３番	富 岡 浩 之 君	４番	本 多 修 君
５番	成 田 真理子 君	６番	小 寺 淳 一 君
７番	吉 田 成 実 君	８番	田 中 和 巳 君
９番	富 澤 孝 子 君	１０番	井 口 俊 彦 君
１１番	浪 間 兼 三 君		

欠席委員（０名）

開会 午前 10 時 30 分

◎開会

◎開議

○事務局長（大塚） 委員の皆様、おはようございます。

まだ定刻前ですが、皆様全ておそろいになりましたので、会議を始めさせていただきたい
と思います。

ただいまから令和 5 年和光市農業委員会12月総会を開会いたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○新坂会長 皆様、おはようございます。

年の瀬の大変お忙しい中、本総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、先日の利用状況調査におきましては、冷たい風の中、ご協力いただきまして感謝申
し上げます。

それでは、本日もスムーズな議事運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いし
ます。

では、ただいまより令和 5 年和光市農業委員会12月総会を始めます。

出席委員は11人中11人で、和光市農業委員会会議規則第 6 条による定足数に達しており、
総会は成立していることを申し上げます。

◎議事録署名委員の指名

○新坂議長 初めに、議事録署名委員ですが、3 番、富岡浩之委員、4 番、本多修委員を指名
します。

◎協議事項

①令和 5 年和光市農業委員会 1 月総会の日程について

○新坂議長 それでは、議事に移りますが、本日は議案がありませんので、次第の 4、協議事
項となります。

協議事項①令和 6 年和光市農業委員会 1 月総会の日程について、事務局より説明をお願い
します。

○事務局（江口） 協議事項①令和 6 年和光市農業委員会 1 月総会の日程についてですが、1

月26日金曜日、午後3時からを提案させていただきます。場所は3階の庁議室になります。

なお、2月総会につきましては、2月29日10時からの開催を予定しております。

ご協議のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○新坂議長 では、1月総会の日程ですが、1月26日金曜日、午後3時からということですが、皆様、ご都合はいかがでしょう。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしければ、1月26日午後3時から、場所は3階庁議室でお願いいたします。

また、2月につきましては29日の予定とのことですが、現時点で都合の悪い方はいらっしゃいますか。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、2月につきましては、29日木曜日ということですのでよろしくお願いいたします。

◎協議事項

②農地利用状況調査の審査について

○新坂議長 続きまして、協議事項②農地利用状況調査の審査について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 協議事項②農地利用状況調査の審査についてご説明いたします。

まずは18日と19日の調査、大変お疲れさまでした。今回は3班に分かれて委員全員でご確認いただきました。

資料2-1をご覧ください。

当日皆様には現地で点数をつけていただきましたが、集計して平均点としたものを記載しております。

まず、管理区分や農地区分の合計が4点以上が指導対象となり、6点以上が強めの指導をすることになっておりますが、点数以外に個々の事情等により配慮するかどうかなど総合的に評価した上で、実際にどのような指導を行うかこの後判断いただきます。

なお、指導文書の案としては、資料2-2の内容となっておりますのでご覧ください。

まず、表が通常の指導文書、4点以上6点未満の場合の文書です。

裏面は強めの指導文書で、6点以上となりますが、通常の指導文書との違いは、「農地の

荒廃は農地所有者の責任管理を果たしていないだけでなく、周辺住民に多大な迷惑をかけるということになります」という部分と、雑草を除去する期限を指定している部分になります。

それでは、資料２－１の調査番号１、Aさんからご説明をいたします。

写真資料を併せてご覧ください。

先日の調査の時点での合計点数は３点になっておりますが、その際、ご本人だったかはわかりませんが、ちょうど草刈りをされておりました。その後、22日に再度事務局で確認をしたときの写真が、写真資料の１番です。

調査当日と比べて多少草刈りが進んでいるようですが、全て終わるまでは至らなかったようです。

現在の状況を踏まえ、改めて判断をお願いします。

１番目の説明は以上です。

○新坂議長 ただいま説明がありましたが、先日皆様の目を見ていただいた各農地について、指導が必要かどうか、ご意見ををお願いします。

まずは、①番のAさんの畑ですが、現在のこちらの写真の状況を見て、皆様いかがでしょうか。

こちらは一応平均点が３点ということですが、もう少し厳しくしたほうがいいか、ちょうどいいかなど、いかがでしょうか。

11番、浪間委員。

○浪間委員 作業はされていて、ここまで草刈りは進んでいるので、今回は指導はなくても大丈夫だとは思っているんですけども。

○新坂議長 本人が刈られているので、点数なしでもいいのではないかというご意見ですが、皆様、どうでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、１番、Aさんは３点でお願いします。指導を見送るということでお願いします。

続いて、事務局、説明をお願いします。

○事務局（江口） 続きまして、②番、写真資料の２、Bさんの農地となります。合計点数が９点で草が２メートルほど伸びている状況です。真ん中の草が少し高くなっています。最近管理した形跡も見られない状態で、隣には農地もあり周囲への悪影響もありますので、指導が必要だと考えられます。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

こちら2番、Bさんの畑ですが、皆さん、どうでしょうか。

実際行ってみるとかなり草が茂っていて、どこを歩いたらいいのか分からないようではありましたが、厳しめの評価で9点がついていますが、どうでしょうか。

2番、富岡委員。

○富岡（和）委員 ご高齢の方ですかね。地権者は。

○新坂議長 事務局。

○事務局（江口） 70代ほどですが息子さんもいらっしゃいますので、全く管理できないというわけではないとは思われます。

○新坂議長 ありがとうございます。

そのような状況、総合的に判断して今回は少し厳しめでいいのかなとも思いますが、皆様、ご意見ありますか。

○井口委員 私も農業委員になってから2、3回目見ているんですけども、以前より荒れている感じは受けています。

○新坂議長 4番、本多委員。

○本多委員 Bさん高齢ではありますが、そんなに具合が悪いわけではないと思いますが、息子さん少し体の調子を壊しているということで、なかなか作業ができないという話を聞いています。

ただ、今、特に乾燥している季節です。たばこを投げられたら燃え広がってしまいそうではありますので、そのあたりも踏まえて指導していただけたらと思います。

○新坂議長 ありがとうございます。

それでは、今回平均9点ということですが、こちらでよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○新坂議長 強めの指導文ということでお願いいたします。

では、続いて3番、事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 続きまして、3番、Cさんの農地となり、写真資料は3です。合計点数は4点です。足首ほどではありますが一面が枯草で覆われている状況です。隣地には農地もあり、周囲への悪影響が懸念される状況であります。指導が必要かどうか、ご判断をお願いします。

説明は以上です。

○新坂議長 どうでしょうか。

○本多委員 こちらも万が一、火災でも起きたら大変なので、Bさんの畑よりはいいかと思いますが、やはりそれも踏まえて指導をお願いしたらいいと思います。

○新坂議長 ありがとうございます。

4点だと通常の指導文になりますが、Cさんは今回初めての対象となりますよね。

○富岡（和）委員 初めてです。

○新坂議長 そうしたら初めてということもありますので、軽めの指導文ということでもいいかと思うんですけども、皆様、ご意見ありますでしょうか。

こちらでよろしいですかね。

（発言する者なし）

○新坂議長 では、通常の指導文ということでお願いします。

では、続きまして、4番、Dさんの畑について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 次に、4番、Dさんの農地です。写真資料4と5ページになります。

Dさんの農地は合計点数は4点となります。先日現地でも説明させていただきましたが、こちらは長年放置されてジャングル化している農地でありました。ただし、現在は木の抜根が行われているなど、整地が進んでいる最中といった状況です。

写真資料の4ページ目が現状の状況になりますが、2枚目の5ページ目のところ、これが以前の状況になります。以前はこのような大木があり周りが見えないぐらいの状態でしたが、これが徐々に伐採されて左の写真、4ページの写真のように今は木が倒されています。今後作業は進んでいくと思われますので、現在の状況を見ての判断をお願いしたいと思います。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

こちら4番、Dさんの畑ですが、平均点だと4点ということですが、何か皆さん、ご意見ありますか。

写真資料の5ページ目、これを見るに大分変わってきたというのが見て取れると思います。これはどのくらいの期間になりますか。

○事務局（江口） 恐らく30年以上だと思います。

○新坂議長 かなり努力はされているのかなということで、4点でいいという気もしますが、皆様いかがでしょうか。

11番、浪間委員。

○浪間委員 僕らが見に行ったときにユンボが置いてあったんですけども、あれはその後は1回も見に行っていない状態ですか。

○事務局（江口） そうですね。19日に見た後は確認していません。

○浪間委員 あれが作業中のように見えたんですよね。もし作業中であれば通常指導も要らないのかなと思ったんですけども。

○新坂議長 ありがとうございます。

他にご意見ある方いらっしゃいますか。

かなり努力されている、作業の途中ということも踏まえて、指導文なしでもということですが、普通に見るとやはりとても農地としては呼べない状況でもあるということも鑑みると、通常の指導文があってもいいのかなという気もしますが、どうでしょうか。

○新坂議長 11番、浪間委員。

○浪間委員 ここは生産緑地が外れたんですか。

○新坂議長 事務局。

○事務局（江口） 生産緑地指定から30年を迎えた際、特定生産緑地に移行しなかったので、税制優遇から外れた生産緑地という形です。生産緑地の指定自体は市に買取申し出をしない限り残りますが、今後数年間で通常の市街化区域農地と同じ課税対象になります。

○新坂議長 5番、成田委員。

○成田委員 やはり現状が大事なと思うので、改善されたとは言えない状態ではないですか。なので、何も指導しないというのは近隣の方から見ても、対応としてどうなのかなという疑問を持たれるかなと思うんです。

指導した中で、計画があるのではないかとではなくて、どういう計画を持っているのかというのを確認することが大事かと。例えば5年以内にこういうふうにしていくとか、そこは確認するのが農業委員会の立場としては必要かなと思っています。

○新坂議長 ありがとうございます。

成田委員からの意見も踏まえて、今後のどうこの土地を活用していくかということを電話で聞いてもらうという形でどうでしょうか。

8番、田中委員。

○田中委員 浪間さんの意見と一緒に、途中なので少し様子を見てもいいのかなと。ただ、成田委員のおっしゃったように今後どうされるか確認するのがいいと思います。

○新坂議長 では間を取って、まずは電話確認でよろしいですか。文書は送らず、今後どう活用されていく予定があるか確認ということでよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 ありがとうございます。

では、そのようにお願いします。

続きまして、5番、こちらの説明を事務局お願いします。

○事務局（江口） 次が5番、Eさんの農地になります。写真資料6ページ目です。

Eさんの農地は合計点数は6点になります。2メートルほど草が伸びておりましたが、現地確認いただいたときは農地の半分ほどが除草されている状態でした。22日に、先週の金曜日に改めて確認したものが⑤の6ページ目の写真になります。

18日、19日で皆さんと調査していたときと状態は変わっておりませんでした。そういった状況を踏まえて、指導が必要かどうかご判断をお願いいたします。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

6番、Eさんの畑ですが、皆様、ご意見いかがでしょうか。

こちらは管理区分、作業の途中ということですが、結構畑の奥行きがあつて、一番奥までは行けなかったんですけれども、刈られているところは全体の半分ぐらいという印象でしたので、強めでもいい気がしますが皆様はどうでしょうか。

3番、富岡委員。

○富岡（宏）委員 ここは毎度おなじみのところですか。

○新坂議長 事務局。

○事務局（江口） 調査では毎回対象に入ってくる場所です。

調査をして指導文書を送ると除草していただけるのですが、その後再び管理されなくなってしまう、次の調査までに生えてしまうということを繰り返してしまっている農地もあります。

○新坂議長 ありがとうございます。

6点以上ですので強めの指導文でどうでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、こちらは強めの指導文を出すということで、よろしくをお願いします。

続きまして、7番、Fさんの畑についてですか、事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 続きまして6番、Fさんの畑になります。

写真資料7ページになります。

Fさんの農地は合計点数が5点になります。全体的には足首程度の草が伸びておりますが、一部1メートル以上伸びているものもあります。草刈りをされた形跡はありますが、それから大分時間が経っているように見受けられました。

そういった状況も踏まえ、指導が必要かどうかご判断をお願いします。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

こちらのFさんの畑について皆様、ご意見ございますでしょうか。

もうここは市街化区域に入っているところですね。

○事務局（江口） そうです。こちら10月から市街化区域に編入されています。

○新坂議長 それを踏まえると通常の指導文でもいいのかなと思いますが、皆様どうでしょうか。

（発言する者なし）

○新坂議長 では、事務局、こちらは通常の指導文をお願いします。

続きまして7番について説明をお願いします。

○事務局（江口） 7番についてもFさんの農地になります。写真資料8ページ目です。

合計点数が7点になります。足首から腰丈の間ほどの草が伸びておりました。昨年度の調査でも指導を行っておりますが、その後もあまり管理がされたように見受けられない状態です。再度指導が必要かどうか、ご判断をお願いします。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

7番も、同じくFさんの畑ですが、こちらはどうか。

なかなかここ管理に行くのにも大変なんだろうというのは察することができるのですが、こちらは調整区域ですね。

○事務局（江口） 市街化調整区域です。

○新坂議長 ということ踏まえると、多少同じ文書でも6番の通常の文書と少し差をつけた内容のものを出してもいいのかなと思うところではありますが、いかがでしょうか。

向かいの道挟んだ反対側の畑は一生懸命耕作されているところなので、その点も少し考慮に入れて、強めの指導文が適当かと思いますが、皆様ご意見はいかがでしょう。

よろしいですかね。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、こちらは強めの指導文をお願いします。

続きまして、8番、Gさんの畑について、事務局、説明をお願いします。

○事務局（江口） 8番、Gさんの農地です。

写真資料9ページ目と10ページ目になります。

合計点数は8点で、全体的に草が生えていますが、管理された後も見受けられます。9ページ目が現在の写真で、10ページ目が以前の写真になっております。以前の写真ですと完全に緑で覆われており、向こう側が全く見えない状況ですが、9ページ目の現在の写真ですと幾らか刈られていて、向こう側も見える程度には草が刈られている状態となっています。

ただし、ご本人がご高齢で後継者もいないため完全な管理が難しい状況であるということもご報告させていただきます。

相談は何度もしていただいている、少しずつではありますが、管理はしていただいている状況ですので、そういった部分も踏まえて、ご判断をいただければと考えております。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

8番、Gさんの畑ですが、なかなか判断が難しいところと思いますが、皆様、ご意見どうでしょうか。

Gさんも、もともと多分相続されたとき、場所が場所なだけになかなか転用するのも難しい、転用するならばこれは調整か何かしないとちょっとなかなか家を建てるのも難しいところだと思います。昔はもっと草がすごく、入ることも難しい感じだったんですね。それと比べると、かなり努力はされている印象はあります。だからといって、しっかり管理されているかという、それも難しいような畑ではあるとは思いますが、どうでしょうか。

皆さん、ご意見ありますでしょうか。

7番、吉田委員。

○吉田委員 先日現地を見て、もうこれは農地という分類ではない領域に来ていると思う。もし自分が所有者だとしたら、トラクターも入らないしどうにもならないですね。ただ、これだけの面積の保全緑地というのは和光でも貴重で、なかなか無いレベルだと思うんですよ。

だから行政がうまく話しして、この緑の空間を市民に開放するなり、利用の仕方考えた方がいいのでは。ただし、近隣の家から木の枝が飛び出しているなど迷惑かかっている部

分は改善しなきゃいけない。

○新坂議長 ありがとうございます。

私も最初見たとき、やはり吉田委員と同じようなことを思いまして、近くには小学校があるので、例えば小学校の学習に何か、例えば作物作ったりとか、動植物、昆虫を捕まえたりとか、何かそういう何か環境に、勉強に使えるんじゃないかなと思ったんですが、管理が難しいというところではあります。もったいないというのはすごくよく分かります。

例えば、都市農地貸借という感じで、誰か借りてくださる方、探すということはどうでしょうか。

○事務局（江口） 以前、Gさんから農地として誰か借りてくれないかという相談を受けたことがあります。しかし、やはりこの状態では耕作できないと、借りていただける方は見つかりませんでした。なので、農地として貸すというのは厳しい状態です。

ただ、農地ではなく自然の公園ではないですけども、なんらかの形として残すためのアイデアがないかということに関しては、今後の課題になってくると思いますので、他の部署とも相談して方策を探っていきたいと思います。

○新坂議長 ありがとうございます。

5番、成田委員。

○成田委員 私も見させていただいたときに、ここは農地なのかなというぐらい驚きを覚えましたが、あのときちょうどたまタヌキが出てきたんですね。自然がそれだけ豊かなのかなと思うので。朝霞の滝の根公園というのはご存じですか。斜面を使ってホタルなど自然を伝える公園があるんですが、そういったものができるとう本当いいと思うので、ぜひ話をさせていただけるといいと思います。

○新坂議長 ありがとうございます。

吉田委員、成田委員から提案があったことを事務局は探ってみてください。

今回の判断ですが、大分ご努力はされている、一部では何か耕作されています。また、もう一筆少し離れたところにもGさんの畑がありますが、そちらはすごくきれいにされていたので、一体的、総合的に判断して、なんらかの文書を出すのがいいと思います。

皆さんの平均点からすると強めの指導になるんですが。

2番、富岡委員。

○富岡（和）委員 隣接する住居の側に樹木がありますよね。そちらから苦情がきているとのことですが、落ち葉で雨どいが詰まったりすると大変だと思うので、もう少し枝をきれいに

すれば、そこまでクレームも来ないと思うんですよね。

○新坂議長 今、富岡委員からお話があったように、枝がぶつかっているというのは以前から言われていることもあるので、ちょうど葉っぱも今無い時期ですので、業者に剪定してもらうようになど、一言付け加えた感じで文書を送るとするのはいかがでしょうか。

6番、小寺委員。

○小寺委員 うちの柿畑では、全面シートを敷いて老人会の人に開放しています。グランドゴルフを週1回解放しているんですが、落ち葉はやっぱりますから、老人会の人を束めてまとめていただいています。ある程度そうやって、きれいにしていれば、地域に解放といったこともできるのではないかと思います。

○新坂議長 ありがとうございます。

今、小寺委員からお話がありましたが、そういう関係が市民の方と築けるとすごく理想的な形だと思います。Gさんの畑の場合だと、近くに小学校があるので、そこうまく何かコラボでして、いい関係が築けたらいいのかなと個人的には思います。

それでは、今回の判断ですけれども、こちらは平均点も8点ということなので、強めの指導文、引き続き強めの指導文に加えて、剪定をするにはちょうどいい時期ということで、その旨を記載して送っていただくということで、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、事務局、それをお願いします。

では、ありがとうございます。

それでは、以上で利用状況調査の審査を終了します。では事務局はそちらの対応で6か所に指導文を送付してください。

◎協議事項

③その他

○新坂議長 では、続きまして、協議事項③その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 協議事項③その他についてはございません。

○新坂議長 ありがとうございます。

では、協議事項は以上とします。

◎諸報告

①会長専決について

○新坂議長 続きまして、諸報告に移ります。

諸報告①会長専決について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 諸報告①会長専決について、議案書の1ページ目から8ページ目をご覧ください。

今月の会長専決は、4条届出が1件、5条届出が4件となっており、現地の状況は写真資料は11ページから15ページとなっております。写真の補足をさせていただきますと、会長専決1号は4条届出で、戸建て住宅建築のための転用になりますが、既に工事が始まっている状態です。2号からは5条届出になりまして、既に転用済みになっているところの事後申請になります。

3号も同じく転用済みの事後申請です。

4号については午房山遺跡の史跡を整備するための用地として届出が出されています。

最後、5号は現在農地の場所に、これから住宅を建てるものとなっております。

会長専決の説明は以上です。

○新坂議長 ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問等ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○新坂議長 よろしければ、会長専決は以上とします。

◎諸報告

②農業委員の活動報告について

○新坂議長 続きまして、諸報告②農業委員の活動報告について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 諸報告②農業委員の活動報告について。

今月の活動の共通事項については、写真資料16ページ目をご覧ください。

18日、19日が農地利用状況調査、本日25日が農業委員会12月総会となっております。その他、個別に農地パトロールや現況確認をしていただいた方はその旨ご記入ください。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

その他、皆様から活動に関して報告がある方は挙手をお願いします。

大丈夫ですか。

(発言する者なし)

○新坂議長 他に無いようでしたら、皆様からの報告は以上とします。

◎諸報告

③その他

○新坂議長 続きまして、諸報告③その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 諸報告③その他ですが、3点ご報告がございます。

報告1点目は、市民まつり農産物共進会実行委員会の結果報告になります。

資料3になります。

12月14日に開催された実行委員会では、会計報告の他、反省会として様々な意見が出されました。出された意見につきまして、資料3でまとめています。

主立ったところを読み上げさせていただきます。議案第2号、1ページ目の下を見ますと、共進会の実施内容に関する意見交換としまして、JAあさか野からの意見としましては、販売規格が箱や束で販売していたがばら売りを検討したほうがよい。受賞者の重複を特別賞以外は認めてもいいのではないか。今回は出品数が少なかったので対応できたが、例年通りの出品数になった場合、やはりエレベーターを使用して例年どおりの裏からの搬入がよかったのではないか。また、会場設営は前日からできたほうがよい、というようなご意見をいただいております。

また、2枚目以降で、こちらの会場設営については前日にしておけばさらにスムーズになる。受賞者が重複した場合は、次点の人が受賞できるように調整していましたが、今後も出品数が減ることがあれば賞の数を減らしたり、同一家族内の受賞を可能にするなど、受賞基準の変更が必要になるのではないか。また、人参共進会に代わるイベントとして、前回の会では収穫体験などが提案されましたが、今回の共進会を経験してみて実際開催できる、現実的に開催できそうなのはクイズ大会ではないかと感じた、というようなご意見をいただいております。

また、実行委員会の機会を生かしまして、共進会側から農業全般に関して、日頃皆さんが感じていることなどを意見交換する時間を設けまして、そういった中で出てきた意見がその下のその他、という部分になります。

最近では害獣による被害が増えていること、また都市農業の補助金、市からの農業に関する補

助金について、また、子ども食堂というものに対する野菜の提供についてどう考えていくか、こういったような意見が出ましたので、詳しくはこちらの議事録を目を通していただければと思います。

こちらでいただいたご意見は、今後の農業振興の施策を考える上での参考にさせていただくとともに、農業委員会でも今後審議する機会を設けていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、報告2点目になります。

2点目は資料4番目の農家だよりです。

内容について簡単にご説明いたしますと、1ページ目は毎年恒例の正月の挨拶となっております。

また、利用状況調査へのご協力感謝の記事、農業用廃プラスチックの収集実施の記事。

裏面は共進会実行委員会の報告になります。

また、右側は害獣が最近発生しているということで、注意喚起の記事、一番下は野焼き禁止の啓発記事となっております。

内容について、ご意見等ございましたら後ほどよろしく願いいたします。

報告3点目になります。

次の総会までの各委員の会議等の予定についてです。

1月は総会以外の行事の予定は今のところございませんが、1月26日の総会の後は農協との合同の新年会を予定しておりますので、こちらもご確認ください。

日程や場所などにつきましては、閉会後に皆さんに改めてご報告させていただきます。

その他、出席予定の会議等ございましたらご報告をお願いします。

その他の報告については以上でございます。

○新坂議長 ありがとうございます。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 無いようでしたら、本日の議事は以上となります。

◎閉会

○新坂議長 本日も、皆様のおかげで滞りなく議事運営ができました。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和５年和光市農業委員会12月総会を閉会します。

皆様、お疲れさまでした。

閉会 午前１１時２０分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違無い事を証するため、ここに署名する。

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員